

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成29年4月6日（平成29年（行情）諮問第130号）

答申日：平成31年3月13日（平成30年度（行情）答申第483号）

事件名：「関係省庁間で協力し、情報の収集・分析に万全を期すこと」（平成28年2月3日総理指示）の主管部局が総理指示に従って行政文書ファイル等につづった文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「『関係省庁間で協力し、情報の収集・分析に万全を期すこと』（平成28年2月3日総理指示）の主管部局が、総理指示に従って行政文書ファイル等に綴った文書の全て。＊『行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令』別表でいう『七 電磁的記録』があれば、それを希望。（引用資料を裏面にプリントアウト）」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の1に掲げる3文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、別紙の2に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年5月2日付け情報公開第00933号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）不開示処分の対象部分の特定を求める。

情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の審議において、審査請求人は書面を通じてしか意見を申し立てることができない。したがって不開示部分を直接指さして特定するという方法が採れないため、原処分における特定の仕方では不十分である。

何頁の何行目から何行目までという辺りまで不開示部分の特定がされないと審査会の審議における書面での申立てに支障が生じること、及び平成22年度（行情）答申第538号で指摘されたような原本と開示実施文書の相違の発生防止の観点から、更に特定を求めるものである。

（2）一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

(3) 他にも文書が存在するものと思われる。

総理指示という事の重要性を鑑みると特定された文書は少なすぎると思われるので、他にも文書がいまだ存在するものと思われる。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

(1) 外務省は、審査請求人が平成28年3月1日付けで行った開示請求「『関係省庁間で協力し、情報の収集・分析に万全を期すこと』（平成28年2月3日総理指示）の主管部局が、総理指示に従って行政文書ファイル等に綴った文書の全て。＊『行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令』別表でいう『七 電磁的記録』があれば、それを希望。（引用資料を裏面にプリントアウト）」に対し、法10条2項に基づき、決定期限の延長を行った後、3件の対象文書を特定し、2文書を部分開示、1文書を不開示とする原処分を行った（平成28年5月2日付け情報公開第00933号）。

(2) これに対し、審査請求人は、平成28年5月12日付けで、①不開示処分の対象部分の特定、②一部に対する不開示決定の取消し、③他の文書の特定を求める旨の審査請求を行った。

2 本件対象文書について

本件審査請求の対象となるのは別紙の1の3文書である。

3 不開示とした部分について

(1) 文書1及び2の総番号、発受信時刻、パターンコード、配布先一覧に当たる部分については、現在外務省が使用している電信システムの内部の処理・管理に係る情報であり、公にすることにより、電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ、交渉上不利益を被るおそれ及び外交事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条3号及び6号に該当し、不開示とした。

(2) 文書3は、北朝鮮による「人工衛星」発射通告に係る各国からの情報収集及び分析等に関する文書であり、以下の理由から法5条3号、5号及び6号に該当し、不開示とした。

非公開を前提とした関係国や関係機関等とのやり取りに関する情報であり、公にすることにより関係国等との信頼関係が損なわれるおそれがあること及び今後、関係国等からの協力を得ることが困難になり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（3号、6号）。

北朝鮮ミサイル発射等事案における我が国の情報収集・分析能力が明らかとなること及び今後の同種事件の発生時等において政府の対応を予断させることとなり、これにより国の安全が害されるおそれがあるため

(3号)。

当該文書には本事案への対応に関する政府部内の協議・検討に係る詳細な記述が含まれており、公にすることにより、政府部内の率直な意見交換が損なわれるおそれがあり、ひいては北朝鮮のミサイル発射等事案への対応に際しての事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(5号, 6号)。

4 審査請求人の主張について

(1) 審査請求人は、「情報公開・個人情報保護審査会の審議において審査請求人は書面を通じてしか意見を申し立てることができない。したがって不開示部分を直接指さして特定するという方法が採れないため、本決定における特定の仕方では不十分である。何頁の何行目から何行目までという辺りまで不開示部分の特定がされないと審査会の審議における書面での申立に支障が生じること、及び平成22年度(行情)答申第538号で指摘されたような原本と開示実施文書の相違の発生防止の観点から、更に特定を求めるものである」として、不開示処分の対象部分の特定を求めている。

しかしながら、外務省は、同一文書中に異なる理由に基づく不開示部分がある場合には、決定通知書において、不開示理由ごとに該当部分を明確に特定しており、審査請求人の審査会における書面での申立てに支障があるとは考えられず、審査請求人の主張には理由がない。また、本件審査請求を受けて、対象文書の原本と開示実施文書を改めて比較したが、両者に相違は確認できなかった。

(2) また、審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである」として、一部に対する不開示決定の取消しを求めている。

しかしながら、外務省は上記3のとおり、法5条各号に照らして文書を慎重に審査しており、かかる審査請求人の主張には理由がない。

(3) さらに、審査請求人は、「総理指示という事の重要性を鑑みると特定された文書は少なすぎると思われるので、他にも文書がいまだ存在するものと思われる」と主張する。

しかしながら、外務省は、同請求人が請求した内容に合致する行政文書を十分に検討した上で特定しており、文書の特定に漏れはなく、同請求人の主張は当たらない。

5 結論

上記の論拠に基づき、外務省としては、原処分を維持することが適当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年4月6日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月27日 審議
- ④ 平成31年2月27日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年3月11日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の1に掲げる3文書である。

審査請求人は、原処分取消し及び他の文書の特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書を特定し、その一部が法5条3号、5号及び6号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求は、平成28年2月3日に発出された「関係省庁間で協力し、情報収集・分析に万全を期すこと」という総理指示を踏まえて、担当部局が行政文書ファイル等につづった文書であると解した。なお、本件開示請求の対象となるのは、当該総理指示以降、本件開示請求が受理された平成28年3月1日までの期間に作成・取得した文書である。

イ 本件審査請求を受け、改めて担当部局の書庫、書架、パソコン等を探索したが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) 諮問庁から本件対象文書の提示を受けて確認したところ、その内容は諮問庁の上記説明(1)のとおりであり、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった旨の諮問庁の上記説明が不自然、不合理とはいえず、他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、外務省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 不開示情報該当性について

(1) 外務省の電信システムに関する情報について

文書1及び文書2の不開示部分には、外務省が使用している電信システムの内部の処理・管理に係る情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ及び他国との交渉

上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 関係国等からの情報収集及び分析に係る情報について

ア 下記イを除く文書3の不開示部分には、北朝鮮による「人工衛星」発射通告に関連し、各国からの情報収集及び分析等に関する内容が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、我が国政府の情報収集及び分析能力等が推察され、ひいては国の安全が害されるおそれ、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ並びに他国等との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号及び6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ しかしながら、文書3のうち、別紙の2に掲げる部分は、本省から在外公館に情報収集等を指示した公電（以下「訓令」という。）の一部であって、北朝鮮による「人工衛星」発射通告に関する一般的な事実関係等の記載にすぎず、これを公にしても、我が国政府の情報収集及び分析能力等が推察され、ひいては国の安全が害されるおそれ、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国等との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められず、また、今後の政府部内の率直な意見が不当に損なわれるおそれ又は事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められないので、法5条3号、5号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号、5号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、外務省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、別紙の2に掲げる部分を除く部分は、同条3号に該当すると認められるので、同条5号及び6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別紙の2に掲げる部分は、同条3号、5号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別紙

1 本件対象文書

- 文書1 北朝鮮による「人工衛星」発射通告：各国反応
- 文書2 北朝鮮による「人工衛星」発射通告：各国報道ぶり
- 文書3 北朝鮮による「人工衛星」発射通告：各国からの情報収集及び分析等

2 訓令のうち開示すべき部分

- 1 枚目（電信情報並びに本電宛先及び転電先公館名を除く部分）
- 2 枚目（1行目ないし6行目，7行目1文字目，14行目1文字目ないし7文字目並びに16行目1文字目ないし7文字目及び20文字目ないし22文字目）
- 3 枚目ないし9枚目